

分担金・拠出金の名称	生物兵器禁止条約会合(BWC)分担金	評価	B
拠出先の国際機関名	国際連合欧州本部		
国際機関の概要	<p>・生物兵器禁止条約(BWC)は、大量破壊兵器の一つである生物兵器及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵等の禁止並びにこれらの兵器の廃棄を目的とするもので、1972年に採択された。</p> <p>・生物兵器を包括的に禁止する唯一の多国間の国際的枠組みで、2015年5月現在、締約国数は173か国。</p> <p>・BWCにかかる恒久的事務局は存在せず、国連(国連欧州本部(ジュネーブ))が必要な事務にかかる便宜を提供している。第6回運用検討会議で、会合にかかる専門性を要する行政的支援を目的としてアドホックなBWC履行支援ユニットが設置された(国連欧州本部軍縮部内)。</p>		
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標	達成状況		
<p>1. (1) 成果目標: BWC会合への拠出を通じて、我が国の重要外交課題である生物兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散の遂行を促進する</p> <p>活動指標: BWC会合を通じた、生物兵器の軍縮・不拡散の実施強化と普遍化の着実な実施。</p>	<p>BWCは、国際協力、科学技術の進展のレビュー、国内実施強化、信頼醸成措置参加促進、第7条(生物兵器の脅威に曝された際の援助)実施強化等を議題とする会合を開催し、条約の実施強化と普遍化にかかる取組を行っており、我が国の重要外交課題である大量破壊兵器の軍縮・不拡散に積極的に貢献している。BWCは、大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止する唯一の法的枠組みであり、各国はBWCに批准し、生物兵器禁止の法的義務を負い、その義務を履行することで生物兵器の軍縮・不拡散を遂行するもので、BWC会合を通じた具体的な条約履行改善の提案とBWC非締約国への批准の呼びかけは、生物兵器の軍縮・不拡散の遂行の促進に不可欠である。2011年末時点で165か国であった締約国が2015年5月時点で173か国に増加する等、BWC会合を通じた活動は、生物兵器の軍縮・不拡散において着実な成果を上げている。</p>		
<p>(2) 成果目標: BWCにおいて我が国の発言力・影響力を確保する</p> <p>活動指標: BWC会合における政策的・技術的観点からの提案やプレゼンテーションの実施</p>	<p>大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止する唯一の法的枠組みであるBWCは、生物兵器を含むバイオ脅威全般に対する国際基準・規範としてライフサイエンス研究・バイオ産業にも影響を及ぼしうることから、BWC専門家会合(年1回)に我が国のライフサイエンス研究、公衆衛生部門の専門家を参加させ、我が国の政策的・技術的観点から提案やプレゼンテーション等を積極的に行っており、このような取組等を通じ、BWCに対する我が国の発言力・影響力を確保してきている。BWC会合における我が国の提案等は、BWCの効果的履行を促進するためにまとめられる会合報告書にも反映されており、BWC実施強化に資する影響を与えている。</p>		
<p>(3) 成果目標: BWC履行支援ユニットの効率的な行財政マネジメントを実現する</p> <p>活動指標: 効果・効率的な組織の維持・確保</p>	<p>BWC会合にかかる専門性を要する行政的支援を目的として設置されているBWCの履行支援ユニットは、国連欧州本部に付属する3人体制の組織で、その活動は毎年提出される活動報告書により我が国を含む締約国によってチェックされている。履行支援ユニットは、2014年予算の名目ゼロ成長を達成しつつ、効率的な運営を実現していると締約国会合において評価されている。また、一部の国からBWCの実施強化のために独立した国際機関(20~30名)を設置すべしとの提案がなされる等、BWCの組織のあり方にかかる議論が継続されており、我が国は、西側主要国と連携しつつ、BWCの実施強化は現行の履行支援ユニットのような効果・効率的な組織を維持しながら行うべきであるとして、議論に積極的に関与してきている。</p>		
<p>(4) 成果目標: 我が国人材の知見、専門性を通じてBWC実施強化に貢献する</p> <p>活動指標: 邦人職員の送り込み・採用に向けた取組の強化</p>	<p>BWCの履行支援ユニットは、生物兵器開発に繋がりがうるライフサイエンス研究の動向等にかかる背景文書を作成する等、BWC会合を専門性で支えており、その活動は効果・効率的なBWC会合の運営、また、BWC実施強化に不可欠なものとなっている。職員数が3名の極小規模な組織であること、また、職員になるためには、生物兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散にかかる専門的な知識、急速に進化するライフサイエンス研究にかかる知見及び高度の英語力を求められること等もあり、現時点では、邦人の職員は存在しないが、今後、適切な邦人職員の送り込みによるBWCへの貢献を実現すべく、職員に求められる具体的な資質、将来の求人の可能性、あり得べきタイミング等について、BWCの履行支援ユニットや国連軍縮局との間で意見交換を行ってきている。</p>		
2. PDCAサイクルの確保	<p>BWCにおいては、5年に1度開催される運用検討会議において、過去5年間のBWC運用状況についてレビューを行うとともに、次期運用検討会議までの会期間の活動の検討・決定、次期会期間活動にかかる予算の検討・決定、履行支援ユニットの体制・任期・権限の見直し・関連決定等が行われるところ、以下のとおりPDCAサイクルを確保。</p> <p>①Plan: 運用検討会議年の10月~12月の非公式協議等で次期会期間活動にかかる予算の検討を開始し、12月の運用検討会議で予算案の承認。</p> <p>②Do: 我が国の分担金支払い。BWCによる予算案執行。軍縮代表部によるBWCの運営・活動のモニタリング。</p> <p>③Check: 履行支援ユニットの活動報告書と精算書による運営活動の成果を評価。</p> <p>④Act: 12月の締約国会合その他のジュネーブでの協議を通じて運営における要改善事項の申し入れ。</p>		
担当課・室名	軍縮不拡散・科学部 生物・化学兵器禁止条約室		